平成２４年（フ）第２６０号
京都市伏見区醍醐西大路町56番地　寿マンション102号
債務者　水野　武雄
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
京都市右京区梅ケ畑久保谷町14番地の１
債務者　フォレストアートこと　安福　真一
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
京都市中京区壬生仙念町28番地
債務者　坂田　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
京都市南区久世築山町366番地　府営久世団地２棟202号
債務者　大隅　　愛
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ14―304
債務者　村上　克二
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
京都市南区西九条唐橋町70番地　バーレン45―211
債務者　箸尾　文三
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
香川県高松市花ノ宮町２丁目15番２号
債務者　岡田　利則
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６０号
香川県高松市東山崎町438番地２
債務者　小田　　雄（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１０９号
千葉県柏市南増尾４丁目21番８号
債務者　森本　昌一
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５０号
千葉県柏市光ケ丘３丁目４番28号　メゾン・ヴェールＤ―103号
債務者　橋本　　明
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１９３号
千葉県流山市三輪野山２丁目1149番地の３
債務者　青山由希子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１２号
千葉県我孫子市湖北台７丁目18番78―101号
債務者　齋藤　元之
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目18番78―101号
債務者　齋藤　京子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１４号
千葉県柏市高田1254番地１　サンパステル103号
債務者　飯島　麗美（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１６号
千葉県流山市東初石２丁目193番地　ビラコート103
債務者　小木曽大介
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２２０号
千葉県野田市蕃昌389番地の２　シャーメゾンＢＡＮＳＨＯ201
債務者　岩瀬　登幸
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３０号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目15番16号
債務者　竹内ひろみ
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５６号
北海道苫小牧市拓勇西町３丁目９番地の19　ハイツひまわり202
債務者　谷口　謙治
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部